

令和元年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和元年9月11日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第1 同意第2号 川棚町教育長の任命について同意を求める件
- 第2 同意第3号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第4 議案第10号 令和元年度川棚町一般会計補正予算（第2回）
- 第5 議案第11号 令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 第6 議案第12号 令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第7 議案第13号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第14号 令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）
- 第9 議案第15号 令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第16号 川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第11 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第18号 川棚町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第19号 川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第20号 川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第21号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第22号 財産の取得（小型動力ポンプ付積載車購入の件）
- 第17 陳情第4号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情
- 第18 議員派遣の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。よろしく
お願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから
本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、同意第2号「川棚町教育長の任命について同意を
求める件」を議題といたします。ここで、竹下教育長の退場を求めます。

(教育長退場)

議 長 本件についての説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。同意第2号「川棚町教育長の任
命について同意を求める件」についての提案理由をご説明いたします。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条第1項の規定により、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得
て任命することとされております。現在の竹下教育長の任期が本年9月30
日をもって満了を迎えることから、議案のとおり引き続き竹下修治氏を川棚
町教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第
1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

竹下氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町小串郷2379番地に
お住まいで、年齢は昭和34年9月14日生まれの59歳でございます。昭
和57年3月に福岡教育大学を卒業され、同年4月から長崎県教育委員会に
採用され、以来、教諭、教頭、長崎県佐世保教育事務所で指導主事を経て、
平成19年4月からは天神小学校、平成22年4月からは川棚小学、平成2
6年4月からは波佐見町東小学校の校長を歴任されております。

平成28年10月1日からは川棚町教育長に就任し、本町の教育行政の
向上に取り組んでいただけてきたところであります。これまでの3年間にお
いて豊富な経験と卓越した識見を活かして着実に成果を収め、本町の教育に
多大なご貢献をいただいております。住民の信頼も厚く、これからもその職務を
十分に果たしていただけるものと確信をしているところであります。ご提案申し

上げるものであります。なお、教育長の新たな任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間であります。

以上ご提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。

8 番 田 口 ただいま竹下教育長の大学の卒業の年月が昭和51年3月って聞こえたのですが、合わないんじゃないかなと思っているんですけど、昭和34年生まれなのでですね、大学卒業は昭和56年、57年ぐらいと思っているんですけど、51年ではなかったんですかね。

議 長 町長。

町 長 はい。57年3月です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:05)

議 長 ここで、竹下教育長の入場を許します。

(教育長入場)

議 長 次に日程第2、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第3号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に、教育委員会は教育長及び教育委員4人をもって組織すると規定されております。この度、現教育委員の宮崎秀博氏の任期が本年11月4日をもって満了となることから、後任の委員を任命する必要があります。そこで後任として中原泰彦氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

中原氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町猪乗川内郷258番地1にお住まいで、年齢は昭和44年8月30日生まれの50歳であります。同氏は平成6年3月に長崎大学大学院をご卒業になり、同年4月から現在に至るまで民間企業において勤務されております。平成19年度からスポーツ推進委員として本町のスポーツの振興にご尽力いただいているほか、平成28年度から平成29年度まで石木小学校のPTA会長を務めるなど、PTA活動にも熱心に取り組んでこられ、保護者や地域住民の信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げる次第であります。なお、教育委員の新たな任期は令和元年11月5日から令和5年11月4日までの4年間です。

ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:09)

議 長 次に日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと定めております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち石橋房江氏におきましては、平成25年10月に人権擁護委員の委嘱を受けられ現在2期目であり、令和元年12月31日をもって任期満了とされますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

石橋氏は下組郷51番地にお住まいで、昭和22年7月17日生まれの72歳であります。同氏は昭和43年に長崎県立短期大学家庭科を卒業後、同大学の学生寮、当時の上五島町立青方小学校、新魚目町立魚目小学校、長崎県離島医療圏奈良尾病院に栄養士として勤務され、結婚を機に育児に専念され、育児が終わってからは佐世保市保健所、川棚町の健康推進課において栄養士として行政に大きく関わっていただくなど、人格、識見が高く、社会の実情にも広く通じておられ、人権擁護委員として適任と認められますので、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は令和2年1月1日から3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 14)

議 _____ **長** 次に日程第4、議案第10号「令和元年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第10号「令和元年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5,521万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億6,817万8,000円にしようとするものであります。併せて債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

今回の補正は、歳入においては固定資産税の課税実績による増額、地方特例交付金及び地方交付税の決定による増額、自動車税環境性能割交付金の追加、補助事業に係る国県支出金の増額、普通財産売却による財産収入の増額、平成30年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。また、歳出においては、幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設及び預かり保育等の利用給付費の追加、プレミアム付商品券事業費の増額、大崎公園及び片島公園の整備事業費の追加、町営住宅新町団地の屋根外壁改修工事に係る補助金の追加交付に伴う事業費の増額、7月の台風5号による農地農業用施設災害に係る災害復旧費の増額、川棚港埋立地の都市再開発用地購入費の追加が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、
33ページ、34ページをお開きください。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費、説明欄の一般管理費につきましては、長崎県町村会への職員派遣を9月まで職員を派遣しているところではありますが、その後も引き続き職員を派遣することとしまして、新たにアパートの借上料が必要となりましたので14節に計上するもので、次の庁舎管理費につきましては、新庁舎建設に係る仮庁舎移転に伴い庁舎別館に管理人が不在となることからセンサー等による機械警備の経費を13節に計上するものであります。

次の5目財産管理費の総額につきましては、12節で役務費に不足額が生じたので増額補正し、13節委託料に川棚港埋立地の都市再開発用地売却に係る分筆登記経費を計上するものであります。

次の8目電算管理費につきましては、財政内訳の補正であります。当初予算においてマイナンバー制度に係るシステム改修費の財源を一般財源で計上しておりましたが、この度全額を国費で賄われることになりましたので、財源の組み替えを行ったものでございます。

次の12目財政調整基金費及び13目地域振興基金費につきましては、説明欄の各基金について利子の増額が見込まれましたので、それぞれ積立金を増額するものであります。

次の2項2目賦課徴収費につきましては、個人町民税の更正申告及び法人町民税の確定申告などにより、過誤納還付金が想定よりも多額となっており、今後の支出を見込みまして増額補正するものであります。

次の一番下の4項3目川棚町議会議員一般選挙につきましては、実績によりまして各節を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

5項2目統計調査費であります。説明欄の経済センサス調査費及び全国家計構造調査費につきましては各節の予算の組み替えを行うもので、補正額の増減はありません。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、23節で地域生活支援事業等の平成30年度国県支出金の精算に伴い精算返納金を増額するもので、次の28節では介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金

を増額するものであります。

次の2項1目児童福祉総務費につきましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に係る事務量が增大することから、3節において時間外勤務手当を増額するもので、これにつきましては全額国費で賄われます。また、23節においては子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う返納金を増額補正するものでございます。

続きまして次の2目児童措置費につきましては、こちらも幼児教育及び保育の無償化に伴い、認可外保育所及び預かり保育などの利用料相当分を給付するため追加補正するもので、2分の1を国庫支出金で、残りの2分の1相当額を地方特例交付金で賄われます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、産休代替職員の賃金を増額するもので、次の2目予防費につきましては、11節において印刷費が不足しましたので増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

5款労働費であります。1項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、調理室の空調が故障しましたので、11節において修繕費の不足分を増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項2目農業総務費の減額補正につきましては2項1目、その下になります林業費でございますが、2項1目林業総務費と時間外勤務手当の組み替えを行うものであります。

その次の農業振興費、説明欄の、次の3目ですね。農業振興費、説明欄の農業経営対策事業推進費につきましては、農業次世代人材投資事業において交付対象者の交付停止などによりまして就農給付金を減額するものでございます。

次の長崎県農業振興事業費では、新構造改善加速化支援事業によります小串トマトハウス整備に係る事業費が確定し、不用額が生じたので減額補正するものであります。

その次の環境保全型農業直接支払交付金事業費につきましては、中山郷の平野農業組合法人が本事業に取り組むことになりましたので増額補正を行うものでございます。

次の2項1目でございます。林業総務費及び5目森林環境譲与税事業費で

ございます。森林環境譲与税に関する事業につきましては、当初事業を行わず、基金の積み立てのみを行うことにしておりましたが、東彼3町及び東彼杵郡森林組合とで今後の取り組みについて協議を行った結果、本年度は新たに森林経営管理制度を進めるため、町内の森林調査などを実施することとなりました。そこで、調査にあたり、職員の時間外勤務手当が必要となることから、先ほど説明しました1項2目農業総務費と10万円の予算の組み替えを行い、次の5目農林環境譲与税事業費では調査に必要な事業費を8節から12節に計上しましたので、増額した事業費分24万8,000円を25節積立金から減額するものであります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項2目商工業振興費につきましては、プレミアム商品券に係る経費を増額するもので、こちらは全額国庫補助となります。

その次の観光費、説明欄の観光費は28節で観光施設事業特別会計の補正に伴う同会計への繰出金の増額でございます。

次の長崎県21世紀町づくり推進総合補助金事業費につきましては、令和元年度から3カ年で片島公園に交流施設の設置や大崎公園ドッグラン前のトイレの改修など、本町の観光施設を整備する事業計画が県補助に採択される見込みとなりましたので、本年度は交流施設の実施設計費、トイレの改修費、戦争遺構ボランティアガイドの支援などに要する経費を各節に計上するものであります。この件につきましては後ほど詳細にまたご説明の方を担当課長の方からすることになります。次のページをお開きください。

8款土木費であります。2項2目道路維持費につきましては、地元からの道路に係る樹木等の伐採の要望が多く、伐採委託料が不足しましたので13節を増額補正するものであります。

次の5項1目都市計画総務費は、旅費及び事業費が不足しましたので増額し、その次の3目公共下水道費は、公共下水道事業会計の補正に伴い、同会計への出資金を増額するものであります。

次の6項1目住宅管理費の増額補正につきましては、町営住宅新町団地の屋根・壁改修工事に係る国庫補助金の配分が増額となったため事業内容を見直し、15節で工事費を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

消防費であります。1項2目非常備消防費は、こちらは財源の組み替え

であります。

次の3目消防施設費につきましては、当初予算に計上しておりました消火栓移設工事につきまして、19節から28節に予算を組み替えるとともに、新たに町道上組西部線歩道設置工事に伴い、消火栓移設工事57万2,000円が必要となりましたので、併せて28節に計上するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。5項1目社会教育総務費につきましては、町自主文化事業費の予算の組み替えを行うものでございまして、補正額の増減はございません。

次の7項1目の管理費につきましては、15節で学校給食センターの雨漏り対策として屋根塗装工事を当初予算に計上しておりましたが、発注前に再度工事内容を確認した結果、現行の工事の内容では十分な防水対策とならないことが判明いたしましたので、事業を取り下げることとし、一方、調理場のスポットクーラーが老朽化で故障し、急遽夏休み中の取替工事が必要となりましたので、その工事を現行予算で対応をしたため、相殺して114万4,000円を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、7月の台風5号に伴う農地1件、農業施設1件の災害復旧に要する経費を各節に計上したものでございます。

次の2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、三越防波堤災害復旧工事において設計変更が生じたので、工事請負費を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

13節諸支出金であります。1項1目土地取得費につきましては、川棚港湾埋立地の都市再開発利用地2.1ヘクタールを長崎県から購入するため今回予算を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより1億3,526万2,000円を増額補正するものであります。以上が歳出についてであります。次のページにつきましては、給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。続きまして歳入を説明いたしますので、9、10ページをお願いいたします。

1款町税であります。2項1目固定資産税につきましては、固定資産税

の課税実績による増額でございます。

次の3項2目軽自動車税環境性能割につきましては、令和元年度税制改正によりまして、10月1日から軽自動車税環境性能割が導入されることから追加するものでございまして、今回が初年度で軽自動車の登録台数が予測できないことから名目で1,000円を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

8款自動車税環境性能割交付金であります。1項1目自動車税環境性能割交付金につきましては、こちらも10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されることから追加するものでございまして、こちらも登録台数が予測できないことから名目で1,000円を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。

9款地方特例交付金であります。こちらにつきましては、先ほどの8款自動車税環境性能割交付金の追加に伴いまして、この地方特例交付金は8款から9款にずれてきております。以降、1款ずつずれが生じてきますので何とぞご了承の方よろしくをお願いいたします。1項1目地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い増額をするものでございます。

次の2項1目子ども・子育て臨時交付金につきましては、歳出の民生費で説明しました認可外保育所及び預かり保育などの利用料相当分を給付する交付金で、補助率は2分の1となります。次のページをお願いいたします。

10款地方交付税であります。1項1目地方交付税につきましては、これは額の確定に伴う増額でございます。次のページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金であります。1項3目農林水産業費負担金につきましては、農地農業施設の災害復旧に伴う地元負担金でございます。次のページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金につきましては、こちらも幼児教育及び保育の無償化に伴い認可外保育所及び預かり保育などの利用料相当分の給付に係る交付金で、補助率は2分の1であります。

次の2項1目民生費国庫補助金につきましては、こちらの方も民生費で説明しました幼児教育及び保育の無償化に係る事務量が増大することから、児童福祉総務費において時間外勤務手当の増額に対応するものでございまして、その時間外手当を10分の10補助するものでございます。

次の3目土木費国庫補助金につきましては、こちらは町営住宅新町団地の改修工事の増額に対応する社交付金の増額でございます。

次の5目総務費国庫補助金につきましては、こちらはマイナンバーに関するシステム改修にかかる国庫補助金の追加であります。

6目商工費国庫補助金につきましては、こちらがプレミアム商品券事業の増額に対応する国庫補助金の増額でございます。次のページをお願いいたします。

15款県支出金であります。2項5目農林水産業費県補助金、説明欄の農業経営対策推進事業費補助金につきましては、先ほども説明しました交付対象者の交付停止などによりまして、就農給付金の減に伴う補助金の減でございます。

次の未来を創る園芸産地・新構造改善加速化支援事業費交付金につきましては、こちら先ほども説明しました小串トマトハウス整備に係る事業費の確定に伴う補助金の減額であります。

次の環境保全型農業直接支払交付金につきましては、これは平野農業組合法人が本事業に取り組むことから補助金の増額になったものでございます。

そして次の10目商工費補助金につきましては、これは新規で大崎公園及び片島公園の整備に対する県の補助金でございます。

一番下の11目農水施設災害復旧費補助金につきましては、台風5号による農地、農業施設の災害復旧、そして三越防波堤災害復旧工事の増額に対する県の補助金であります。次のページをお願いいたします。

16款財産収入でございます。1項2目利子及び配当金につきましては、説明欄の各基金の利子が増額見込みとなりましたので、それぞれ増額補正をするものであります。

2項1目不動産売払収入につきましては、川棚港湾埋立地の都市再開発用地約2.1ヘクタールの売却収入を見込み計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

18款繰入金であります。1項2目介護保険事業特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計の平成30年度地域支援事業費などの精算に伴う一般会計からの繰出金の一部繰り戻しであります。

次の4目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましても、こちらにつきましても平成30年度繰出金の精算に伴う一部繰り戻しであります。次のページをお願いいたします。

19款繰越金であります。1項1目繰越金につきましては、平成30年度の決算確定に伴い生じた純繰越金の増額によるものであります。次のページをお願いいたします。

20款諸収入であります。4項4目過年度収入につきましては、障害者自立支援給付費などの障がい者福祉に係る国庫負担金の精算交付金であります。

次の5目雑入につきましては、こちらが消防団員安全装備品整備等助成金の交付決定がありましたので追加するものでございまして、こちらでは消防団幹部団員の防寒着を購入することに充てることにしているところでございます。次のページをお願いいたします。

21款町債であります。1項4目土木債につきましては、町営住宅新町団地の改修工事の増額に対応するもので、820万円の増額であります。

次の7目災害復旧費につきましては、台風5号による農地農業施設の災害復旧に対する起債を240万円追加し、三越防波堤災害復旧工事の増額に対応する起債を280万円追加するものであります。

一番下の8目臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う減額であります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして5ページをお願いいたします。

5ページは第3表 地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました20款町債に対応するものでありまして、上の変更としてある表の補正前の限度額と、補正後の限度額との差額、そして下の追加って書いてある表の限度額の欄の金額が31ページの町債の補正額と一致するものでありまして、限度額の合計を9億6,101万円にするものであります。続きまして、債務負担行為補正を説明しますので前のページ、4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正であります。こちらは日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けた資金につきまして、もし日本政策金融公庫が損失を受けた場合は、長崎県が日本政策金融公庫に対して損失補償を行い、そして

その長崎県がその補償を行ったときには関係市町は長崎県に対し、事業割合に応じてその損失の一部を補償するということになっております。このことにつきましては、川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例を制定し、定めているところでございます。この度、日本政策金融公庫から長崎県林業公社へ利用間伐推進資金1億2,450万円の貸付があったことから、6月21日付で長崎県農林部長から損失補償契約の締結について依頼がっております。本町はこの依頼に対しまして、先ほど申し上げた条例に基づき、長崎県と損失補償契約を行う必要がありますので、今回債務負担行為補正として追加するものであります。表の中の事項につきましては、ただいま要約し説明したので、読み上げは省略させていただきます。期間につきましては令和元年度から令和12年度まで、限度額につきましては長崎県林業公社が借り入れた1億2,450万円の2万分の49であります。この補償割合の率は、この借り入れに関係する町の事業割合によって算出されたものでございます。

以上が「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。おはようございます。昨日の定例会の一般質問の折、町長から明日補正予算において詳しい説明をするということでありましたので、ここで川棚町観光地づくりの件についてご説明をいたします。お手元の方にですね、本日資料を配布しております。この資料になります。ございますか。

それでは、川棚町観光地づくり実施計画書についてご説明をいたします。タイトルを「この町とまれ！かわたな観光消費50億プロジェクト」といたしまして、滞在型周遊観光を推進することとしております。事業実施期間は令和元年から3年度の3カ年となっております。計画では現状の延べ観光客数46万7,854人を令和3年の目標といたしまして50万人に、延べ宿泊者数2万4,910人を3万人に、観光クルーズ船周遊者を960人を8,000人に、訪日外国人向け旅行プラン2プランを3プランに、戦時遺構ガイド受入496人を900人などの目標を定めて、大きく4つのテーマを掲げております。

まず1つ目に、そこに書いておりますけども、戦時遺構群などの地域資源を活用した観光づくり。2つ目に、訪日外国人の誘客と消費拡大。3つ目に、観光情報の発信。4つ目に、まちなかへの周遊促進を基本的な考えといたしまして、主として片島公園の戦時遺構群と大崎自然公園を整備をすることといたしております。

整備につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を活用することとしております。補助率といたしましては県が40%、あと残りの町が60%となっております。それでは整備の内容について説明いたします。2ページをお開きください。

片島公園を活用した3カ年事業としまして、令和元年度には交流拠点整備の検討と位置付け、トイレや資料館機能を備えた片島公園観光交流施設、これは仮称ですけども、その建設、建築実施設計作成業務委託を計画しております。それと、戦時遺構ボランティアガイド支援といたしまして、ガイド用の氏名が入ったジャンパーを10着、あとキャップ、帽子を10個、あと、ガイド説明用拡声器、フリーハンズを8台を予定をしているところであります。事業費といたしましては、216万5,000円を予定しております。令和2年度には交流拠点の整備と位置付けまして、片島公園観光交流施設、先ほどの建築の関係なんですけども、その建築工事。2つ目に、通信困難観光地の解消といたしましてフリーWi-Fiの設置。3つ目に、広域ネットワーク構築として新たなルート開発のため、佐世保市の保存会などとの連携及び意見交換会を実施する計画としております。事業費といたしましては2,565万円を予定しているところであります。

3ページには片島地区の現況写真を添付しておりますので、後ほどご覧ください。続きまして4ページをお開きください。

大崎自然公園を活用した3カ年事業になります。令和元年度には大崎自然公園内の整備と位置付けまして、インバウンド受入環境整備といたしまして、旧アーチェリー場のトイレの改修工事、便器の洋式化であります。男女合わせて6基の改修を予定しております。それに、トイレ関連の水道施設の給水タンクの改修工事も併せて行うようにしております。あとは大型バスの通行難所解消工事としまして、これが旧料金所付近になります。車道幅員の確保の工事等いたします。料金所を撤去する予定としておるところであり

ます。事業費といたしましては858万円を予定しております。令和2年度には旧レストハウスの改修と位置付けまして、和を感じられる内観への改装工事を行うこととしております。

また、令和3年度に向けた取組として、事業者の募集等に向けた事業者候補へのヒアリング等実施をしまして、休憩所を活用した実証実験を行う予定としておるところであります。事業費といたしましては100万円を予定しております。あと、令和3年度には旧レストハウスの活用ということも位置付けまして、東彼3町にある和を感じられるものを、例えば川棚まんじゅう、波佐見焼、そのぎ茶などをセットとして提供することや、あと地元産品の物販を行い、消費拡大を図ることとしております。また、木場浮立などの地域の伝統文化の活用も併せて検討することといたしておるところであります。

また、そこに記載をしておりませんが、この施設の外壁の塗装工事等も実施する予定としておるところであります。そのほか通信困難観光地の解消といたしまして、フリーWi-Fiなどを設置する計画としておるところであります。事業費といたしましては、1,500万円を予定しております。5ページにはその大崎の現況の写真を添付しておるところであります。以上で説明を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:55)

(…休 憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで前後しますけれども、本日の日程第1で「川棚町教育長の任命について同意を求める件」ということで同意をいただきましたが、竹下教育長より発言の申し出がっておりますので、ここで許可をしたいと思います。教育長。

教 育 長 皆さん、こんにちは。議長のお許しを得まして、貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様のご同意をいただき、引き続き教育長の職を務めさせていただくことになりました。職責を果たせるよう、日々努力してまいり所存でございます。

一期目を振り返りますと、3年間毎日があつという間に過ぎ、地にしっかりと足をつけて計画的な仕事ができなかったように思います。しかし、教育委員会の職員をはじめ、そして多くの皆様から支えていただき何とかやってこれました。特に議員の皆様方にはアドバイスや励ましの言葉をたくさんいただきありがとうございました。そして学校教育へのご理解をいただき、子ども達のためにICTの整備、空調設備の整備、そしてALTの配置、ハード面からソフト面に至るまでご協力を、ご理解をいただきご尽力いただきましたこと、本当にありがとうございました。

学校教育におきましては、不登校対策や学力向上、課題が山積しております。まだまだ十分解決に向けて進展していません状況でありますけど、校長をはじめ、学校教育関係者と協力しまして子ども達が行きたい学校、居場所のある学校、子ども達を一人ひとり大切に作る学校、そういったことをできるような学校にしていきたいと思っております。そして何より、今年度から取り組んでおりますコミュニティ・スクールの導入につきましては、現在組織づくりに取り組んで、何とか実施に向けてがんばっているところでございますけど、早く組織をつくりあげ、うまく軌道に乗せて、地域と共にある学校、特色ある学校づくりを目指して子ども達が地域の中でのびのびと地域のために、そして地域を思う子ども達の育成に努めてまいりたいと思います。

社会教育においても町民の皆様の理解を得ながら、ご協力を得ながら生涯に渡って生きがいのある地域づくり、そういったことに町民の皆様のお力をいただきながら叶えていきたいと考えております。今後とも重責ではございますが、議員の皆様方のお力添えをいただきながら精一杯務めてまいります。皆様のご支援とご協力を切にお願い申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

議 長 竹下教育長におかれましては、引き続きご尽力賜われますようよろしく願いをいたします。

それではこれから、「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」に対する質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 歳出の37ページ、38ページですけれども、児童福祉総務費で子育て支援金の国庫返納があるということの説明がありましたが、結構金額が大きいように思いますし、説明では何か歳入と関係があるようなお話

であったように思いますので、どういう事情なのか。国庫返納というのとはどういう事情なのかというのを、説明をしていただきたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。田口議員の質問にお答えします。37ページ、38ページの2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の件に関してよろしいでしょうか。これは30年度の実績に伴う精算返還金でありまして、認定こども園とかの施設の運営費については、保育料等を除いた分等については公費で賄うことになっております。その公費分については翌年度、それが少なければですね、国庫、県に返すことになりまして、多ければ追加で交付をしてもらうという形になりますので、その分で前年度の実績に伴って、国の方に356万3,000円、それから県の方に283万7,000円、合計で640万を返すことになります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 別ですが、前にも聞きましたけども、念のために聞いておきますが、財産売払収入及び財産取得の費用についてですけれども、結局55ページ、56ページにありますように土地取得費は3億4,200万円です。財産売払収入としては土地売払収入は23、24ページにありますように4億200万円です。ので、結局、県から土地を買って民間事業者に売ることによって6,000万円の利益が出ることになっているんですけども、前の説明ではそういう利益が出ることの方がいいんだというような説明であったと思うんですけども、そういうことでいいのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 今回の港湾の埋立地、都市再開発用地でございますが、これを県から購入して地元企業に売却するという流れで現在進めているところでございます。この流れを年度内に完了したいということで、今回の補正予算に計上したところであります。

今回、県から購入する土地につきましては、普通財産として購入し、そして普通財産として売却するという流れになります。その場合、売却に対する取扱でございますが、これが川棚町普通財産売払に関する取扱要領というものがございます。この売払要領の第3条に売払の方法というのがございまして、この中では原則として一般競争入札で売却しなさいということでござい

ますので、当然購入した価格以上の金額で売却を考えて一般競争入札をするという流れになりますので、まず、そういう入札をした場合はプラスが出てくるということになります。

今回の場合は随意契約で売却するという考えを持っております。その場合が、17条の中に随意契約というのがございまして、その中の随意契約の条件として10の、こういう場合が随意契約ができるというものがございませぬ。その中の3号なんですけれども、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」という場合においては随意契約ができるということでございまして、今回の普通財産の売却におきましては、これしか該当するものがないという判断のうえで、この著しく有利な価格というところをこれまでの前例から2割プラスということから売却価格を算定し、売却金額を算定したところでございます。ですので、購入金額と売却金額の差があるということでご理解いただければと思います。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに。毛利議員。

3 番 毛利 先ほどの川棚町観光地づくり計画書の資料でちょっとお尋ねをさせていただきたいんですが、4ページの3カ年事業案ということなんですけど、令和3年度の事業費1,500万ってところの説明は、物販等による消費拡大とWi-Fi等の環境整備ってということなんですけど、これに1,500万がかかるということなんですか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。毛利議員の質問にお答えします。先ほどこの実施計画の関係についてご説明をした中で、ここには載せてはおりませんが、外装工事を行うということでご説明をしておったかと思っております。その外装工事を含めまして、全体で1,500万ということですので今計画をしているところでございます。以上です。

議 _____ **長** 毛利議員。

3 番 毛利 はい。じゃあ確認です。であれば、その前の年の100万円と合わせて1,600万円がほぼほぼそのレストハウスの改修にかかるという見方でいいのかなということですか。わかりました。

それとあともう1点、この計画書の表紙なんですけど、左側に平成30

年度の実績ってというのが載っていて、その中の数字がいろいろあるわけですけど、例えば観光消費額で31億9,700万って書いてありますけど、これだけの消費があっているのかなとふと今見て思いまして、その積算根拠といいますか、例えば延べの観光客数にしても46万人をどういう統計といいますか推計で算出されたのかとか、どのくらいの消費額があって、この部分ですけど、ちょっと32億という数字はちょっと想像していなかったものですからお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。ただいまのご質問にお答えします。すみません、本日その資料をですね、ちょっと持って来ておりませんので、あとからお示したいと思います。失礼します。すみません。以上です。

議 _____ **長** 後ほど資料を提供するという事です。ほかに質問はありませんか。はい。小谷議員。

2 番 小 谷 2番、小谷です。工事関係で3点まとめてお聞きします。まず47、48ページの住宅管理費の分ですが、新町の住宅の事業内容の見直しということで説明があったんですけども、その分のもうちょっと詳しい内容をお聞きしたいことと、次が51ページ、52ページの学校給食共同調理場費の分で、屋根の塗装の事業を取り下げたということで説明がありました。雨漏り等の為に屋根の塗装をされるということで聞いておりましたが、取り下げたあとどのようにするかっていうものと、現状その塗装を早急にしないで大丈夫かどうかということをお聞きしたいと思えます。

あと53、54ページの災害復旧の部分の三越の分ですけども、これの設計変更があったということですが、当初の説明では元あった形に戻すということで説明があっていたかと思えますけども、変更があったということは改良を加えるものなのか、それとも事業費自体が増額になったものか、そこら辺の内容をお願いします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは小谷議員のご質問にお答えいたします。まず、48ページの住宅管理関係の新町団地屋根外壁長寿命化改修事業に関してであります。当初の事業費が5,000万、今回1,500万円の

事業費の追加交付を受けまして、6,500万の事業費として予定をするものでございます。当初、2棟改修工事を予定しておりましたけども、1棟追加をして3棟改修ができるということで、現在設計を進めているところでございます。本日の補正が可決されますと、引き続き起工伺いを上げるように準備をしているところです。以上です。

議 長 はい。産業振興課長。

産業振興課長 三越の防波堤の災害復旧工事の件でのご質問であります。この災害復旧につきましては、平成30年度の台風により防波堤の被害を受けたものであります。その当時、国の査定においては復旧につきましては崩壊したブロックの再利用での積上げで査定を受けておりました。ただ、その査定時の条件といたしまして、工事発注後にブロックを陸揚げして再利用かまたは撤去か、改めて査定官が確認することとなっております。そこで工事発注後、陸揚げして現地で確認し、写真等を持って査定官との協議を行った結果、直立消波ブロックの35個のうち12個を新規に製作、それと崩壊ブロックにつきましては26個のうち15個を新規に作成することとなりましたので、変更設計の積算を行った結果に861万6,000円が追加というふうになったものであります。以上です。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。小谷議員からいただきました、給食センターの屋根補修の取り下げの件でですね、ご説明いたします。ご質問いただきました件ですけれども、当初予算の計上の折には屋根の面を塗装をかけるということで、これで防水対策ということでしておりましたけれども、夏休み期間を利用して工事の施工をしようということで考えて、屋根の方にそういった専門業者と一緒に上って確認をしたところ、この塗装、予算で計上しておいた塗装ではですね、防水機能が働かないということで、根本的な対策が必要になるんじゃないかということで、そういった指摘を受けたところです。そこで、今回の予算ではとても対応できるような状況ではなくなりましたので、今後は少し防水対策ということで、根本的な防水対策を行う必要があるということで考えておりますので、今年度中の施工ではどうしても給食センターの運営の関係からですね、その対策工事ができないということで、次年度以降でその工事をですね、再度施工方法を見直しながら

ですね、またその対策をやっていきたいと考えておるところでございます。なお、現状の状況としましては、雨漏りがですね、長く雨が降り続くような状況であればですね染み出てくるということで、そうですね、夏前までは、梅雨前までは1箇所ぐらいそういったところが見られたんですけども、7月の大雨のときにこれが2箇所ぐらい見られたというような状況になっておってですね、その範囲も少し広がりつつあるんじゃないかというふうに考えておりますので、現状、給食調理に支障が出るような状況には至っておりませんが、やはりこれがどんどん広がらないような状況ですね、その対策工事はやっていく必要があるものというふうに認識をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高以良 2点お尋ねします。23ページ、24ページの先ほどの質問がありました。財産売却収入の件で不動産売却収入ですね、これは売ったあとの公害とかの発生の心配がないのかということについてお尋ねしますが、現状での判断では公害の発生はないと考えるとか、産業廃棄物の発生はないと思われるとかっていうことで判断されているようですが、一旦売却してしまうとその所有権は買った人に移ってしまいますので、町がいろいろ口を挟むことができないことになってしまうんですが、一旦売ったあとのことについても確約が取れているのかどうかということをお尋ねします。それが1つですね。

もう1つは43ページ、44ページの農林水産業費の中の3目農業振興費のところ、説明欄の2のところ、農業経営対策事業推進費、説明では交付対象者への交付が中止になったということだったと思いますが、交付中止になった理由とか、よかったら説明をお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。高以良議員のご質問にお答えいたします。まず、所有権を売ったあとの確約を取れているのかというふうな話ですが、現在まだ県の土地が川棚町にもなっていない状況でございますので、詳しい内容についてはですね、まだそこまで話ができていないという状況でございます。ですが、これまで提出していただきました計画書ですね、こちらによりますと、議員からも先ほど言われたとおり公害の発生がないような状況

でございましたので、町としては今回の売却については進めていくということで現在行っているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員のご質問で、農業経営対策事業推進費のマイナスの件でご質問があったかと思えますけども、当初予算におきましては、農業次世代人材投資資金といたしまして4名の方が対象となって計上をしておりましたが、この交付要件の中に所得額が350万までという規定があります。その中で1の方が350万以上の所得額があったということで交付対象外となりました。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。はい。企画財政課長。

企画財政課長 すみません、いいです。

議 _____ **長** いいんですか。ほかに質疑はありませんか。はい。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 2点ほど質問をしたいと思います。今日出されました川棚町観光地づくり実施計画書ですけども、この構想は私もちょっと半分は突然で驚いておりますし、ある意味では非常に期待するような感もありますけども、この企画立案、実はこうしたものが出されるまでの経過ということで、どこかのコンサルティング会社とか、そういったプランを立てるにおいて何らかの調査会社といたしますか、そういったものから相談をきちんと持ちかけて、ある程度は案ができあがってから出したというものなのか、町の行政当局の案で出てきたものかというところを1つちょっと聞きたいということと、これは仮に1年目、2年目、3年目ありますので、この4ページの旧レストハウスの活用というところで、東彼3町にある和を感じられるもの等々ありまして、木場浮立などの地域の伝統文化の活用も併せて検討を行うというふうなことでありますので、仮にこれが今年度の予算が付きますと、具体的な点で2年あとにこういったものが上がってくるというものに関連付けるというふうなこともあると思いますので、この点について木場等の地区の、何ていいますか、その中に相談をしたといたしますか、話をかけられたといたしますか。最近の浮立の出ることについて参加できる方が少なくなって、地区外の方も応援をいただきながらやっているというふうなことも聞いておりますし、また今年の踊りがなく

なった、それを中止して祇園様に出たというふうなことも聞いておりますし、そういった、非常に良いことですが現実のある中で、地区の方がそういったこのことが具体的な例としてつながっていくというふうに受けられるというふうに思いますので、その点の考えはどういうふうなところで持っておられるのか、2点ほどを質問をいたしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。炭谷さんのご質問にお答えします。まず1点目はこの地域づくりの実施計画の作成にあたって、コンサルタント等入れてこの計画を作成されたのかというご質問がありました。これにつきましては現在町独自で考えておるところであります。

あと2点目の、この4ページのレストハウスの活用の中に、木場浮立とか伝統文化の活用も併せて検討を行うというところでの木場地区の状況あたりとか、あとその地区に対しての話かけとかそういうのをやったのかというご質問であったかと思えますけども、基本的にはですね、その地区に対して話等は行っておりません。ただ、一応計画としてそういった地域のはですね、伝統文化の活用ができないかっていうことではですね、今ちょっと検討している状況ですので、まだ地域に対してそういった説明依頼等々は行ってない状況であります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

産業振興課長 すみません。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 先ほど炭谷さんって言ったのですけども、炭谷議員です。失礼しました。

議 _____ **長** 炭谷議員、質問を続けられますか。はい。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 別に構いはしませんけども。そうしますと、地区にまだ行ってないということでありまして、おそらくこの予算が通っていくという過程においては、具体性に入っていくわけですね。その場合、木場地区のことを今言いましたけども、これはもちろん大崎地区なり、三越地区なり、そういったところを今から計画を含めてしようっていくようなことが具体性に入ってきますと、非常に、これは一番大事なものは町民の皆さんが

理解をして、その気になってきちんと受けていかないところといった構想っていうのはスムーズにいかないし、また、良いプランとしては生きていかないんじゃないかというふうなことを思いますので、ぜひそこら辺が一番貴重なる、町民の中にそういった雰囲気といいますか、そういったことが非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそこら辺はきちんと説明、あるいはいろんなことを通じて皆さんに周知をしていただく、理解を願う、そういったことが非常に大事になってくると思いますので、そこら辺を十分検討していただきましてやっていただきたいと思えますし、我々議員としても特に地域おこし等いろんな問題にかかってきますし、町民あつての事業だというふうに思いますので、ぜひそこら辺の周知を徹底して皆さんに理解をいただきながら進めていただきたいというふうに希望でありますけども、申し添えておきたいと思えます。以上です。

議 _____ **長** 答弁はよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 7番、小田です。同じく川棚町観光地づくり実施計画書の中でちょっとお尋ねしますけども、その中の2ページのですね、片島公園についてですけども、このようにしてですね、施設の充実、それからボランティアガイドの活躍などによってですね、今後訪れる方が多くなることが予想をされますが、来られるときにですね、おそらく大型バスなどで来られるだろうと思うんですけども、その大型バスへの対応及びその交通、道路の改良とかはですね、今後の片島公園を十分活用するためにですね、そういうことは考えておられないのかというのをお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。小田議員のご質問にお答えします。小田議員が申されますように、大型バスの進入は今現在の道路状況からして無理がございます。それで今は大きい駐車場に停めて、国民宿舎等にですね、そこからマイクロバス等を利用して現地の方に行くようにはしております。ただ、やっぱり財政状況もありますので、その道幅を広げるというのは簡単にはできないものではないと思っているところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 観光に関してですけれども、引き続きですけれども。このプランといえますか、計画自体町独自で考えられたということで先ほどありましたが、2点ちょっとまとめてお聞きするんですが、まずトイレの件ですが、旧アーチェリー場の分のトイレの洋式化ということがありますが、くじゃく園内のトイレの方の計画というものまではどうしてなかったという部分が1つと、あと、ピーコックの方を改修されるということですが、駐車場からピーコックまでのアクセスというものはどのように考えておられるのか、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。小谷議員のご質問にお答えします。トイレの改装について、くじゃく園内のトイレについての改装計画がないんじゃないかというふうなご質問だったかと思います。まず、インバウンドを受け入れるために駐車場、旧アーチェリー場内の駐車場の整備をするということでの計画としておりますので、くじゃく園の方の洋式化というのは現在のところは考えておりません。

それと、2点目のピーコックへの駐車場からのアクセスはどのように考えているのかということですが、今、その駐車場からピーコックまで歩いて約6分程度かかります。それで、駐車場からは徒歩によって移動してもらうというアクセスの取り方としておるところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 はい。川棚港都市再開発用地の購入の件についてちょっとお尋ねをさせていただきます。以前に少し内容的な資料というか、情報を把握をさせていただいておるんですが、まずは1点目として、本定例会で補正予算でその予算関係が可決をされたというふうに捉えたときに、今後どのような流れでですね、この手続き等が進められていくのか。議会の議決等も発生すると思うんですが、確認の意味を含めて、来年の、本年度中というふうな話もありますので、その辺の行程といえますか、日程的なものについてもう一度ご説明いただければと思います。

2点目につきましては、工事が完成するのは2、3年後になるかと思いますが、この売却によって工場が設置されると。これによる当然メリットはあるわけですが、固定資産とか、その辺について行政として把握

されているプラス面というのはどういったことを捉えておられるのか、ちょっとその点についてお尋ねをしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 初手議員からのご質問で、土地の購入に関して、売却に関してなんですけれども、今後の手続きについてどうなるのかと。購入、売却ですね。これについてどうなるのかというお尋ねと、施設完成後どのようなメリットがあるのかというふうなご質問でございます。今後につきましては、まず予算が今回通ったと仮定いたしますと、県の方に払い下げの申請を行うということになります。これはもう遅滞なくすぐ行いたいというふうに考えております。そういたしますと、県の方から売却価格の提示がありまして、今回ご承認いただいたとしてその予算の中で県から売却することになるんですが、その売却に関する、まず県議会が払い下げの議案を12月、そして町議会の財産取得議案を12月に行いたいということを考えております。その取得議案が可決されますと、これも遅滞なくすぐ土地の購入にかかるということになります。そして所有移転登記が県から町に変わります、町になった時点で今度は町から企業への払い下げということになります。その財産処分に関する議案の提出が議会の方に必要になります。その議案の提出を来年の3月の議会に提案したいというふうに考えているところであります。その後、企業の方に売却いたしまして、売払代金が町の方に年度内に振り込まれるという考えを今スケジュールとして持っているところでございます。

あと、工場完成のメリットでございますが、詳しい数字についてはちょっと今は手元に数字がありませんのでお答えできないんですけれども、まず、土地につきましては県有地ということで、まったく固定資産税が入っていないという状況でございます。ですので、これが民有地になるということで、そこにまず固定資産税が発生するということになります。そして、建築されます施設が冷凍・冷蔵倉庫ということになっておりますので、主な構造物としましてはそういうものができるということになりますので、これも数十億かかるという話を聞いておりますので、当然そういうものの償却資産、固定資産が入ってくるということになります。そこは、今までにまったくゼロであったものが町の方に入ってくるということ

で、大きなメリットになるということを考えております。それと併せまして、当然そこに働かれる従業員の方がおられます。当初は15名という計画で、後には20名にしたいという計画でございますので、そういうふうな雇用に関しましてもですね、若干メリットがあるのではないかと考えているところではございます。以上でございます。

議 長 はい。初手議員。

4 番 初 手 町長さんに一言お願い、お聞きしたいんですけど、私もこの事業につきましても、事業といいますか件につきましても、今まで長年対応ができていなかった。いろんな課題がありまして。そういう意味では今回のこの話は非常にいい話ではないかというふうに今思っております。先般もありましたけども、もう1つの9ヘクタールの分です、あと4ヘクタールもまだ未解決といいますか、どういう対応をするかというのは今後の課題だと思うんですけども、そういったことを考えると、あの一帯に工場ができるって非常にいいことだなというふうに感じておりますけども、町長さんとしてこの辺の一連の流れ、今後の見通しといいますか、そういう面に対する、提案されていますので期待感はあられると当然思うんですけども、その辺について何かご発言等いただければ、本会議の場にありますので、町民の理解も増して、深まるんじゃないかというふうに思いますが、よろしければご見解をいただきたいと思っております。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。今審議をいただいております土地につきましても、実は川棚浄化センターを建設する際に、この2.1ヘクタールにつきましても町で購入するという約束が県とされておりまして、これは平成6年のことでございます。そういったことでいつかはこの土地を町が購入しなければということで、これまで長年にわたって県の港湾担当部局と協議をしてきておりました。ところが、売買価格で町と県となかなか折り合いがつかなくて、これまで長引いたわけでございますけれども、ここ近年になりましてから、もうこれ以上おそらくこちらの意向を汲んで、県も土地代金を引き下げることがたぶん無理だろうという判断をして、近々購入しなければいけないと、いわゆる確約を実行しなければいけないという考えを持っていただいております。そういった中で、もし町が土地

を購入してもそこに何かの利用計画がなければまた塩漬けになって、そして町に財政負担が生じますので、できればこの土地を購入してくれる業者が明確に現れた時点で県から土地を購入し、そしてその時点で当該企業に売却をしようという、そういった構想を持っておったわけでございます。

そういった中で、できればあとの4ヘクタールと共に企業誘致ができればということで、県の産業振興財団等々と一緒になって企業誘致を進めてきましたが、いろんな話がこれまで出てきました。例えば、11ヘクタールの土地全部を購入したいという企業も出てきましたし、あるいは外国の企業で、今の6ヘクタールをほしいとかっていう企業がきまして、現地を確認をされたりしてきましたが、結果的にはそれが実現に結びつかなかったわけでございます。

今回、町内の企業がぜひ土地を購入したいという申し出がありまして、利用計画等を調査をいたしましたところ、今、県下全域にだいたい不足しております冷蔵倉庫を造りたいということと、それから当該企業は多くのトラックを抱えておりまして、この駐車場を町内に確保を予定しておりますが、なかなか土地がないということで、もしかしたら町外の土地を探さなければいけないような話もありましたので、どうしてもやっぱり町内に残ってもらいたいということで思っておりましたところ、この土地について、冷蔵倉庫と駐車場と兼ねて2.1ヘクタール全部ほしいという話になりまして、交渉を進めてきたわけであります。そういった中で町が提案いたしました価格の2割増しでもOKだということで了解が取れましたので、この購入と売買について今進めております。

そういった中で、今、初手議員からご質問がありましたけれども、あと残りの4ヘクタールの未利用地もありますので、これについては先日、県北振興局の局長さんと意見交換をしながら、その中で出た意見といたしましては、町の方でできれば利用計画を定めて、そしてそれによって県と町と合意をして、地域の活性化のために活用すればどうかということで話があっております。町といたしましては、やはりこの土地については今回当該町内企業が土地を求めてそこに冷蔵倉庫を造りますので、それが1つの起爆剤となって、横の土地も新たに注目が集まるのではないかと思います。私といたしましては、できれば優良企業を誘致をしていきたいという

ふうにご検討しているところでございます。

こういった、本当に長年にわたって抱えてきておりましたこの問題がここで一旦、いわゆる2.1ヘクタール都市再開発用地については一旦解決をするということは、大変意義深いことではなかったかというふうに思っております。

ただ、先ほど予算の説明をいたしました、土地の売買につきましては、3月議会に実は提案するようにいたしておりますが、おそらく登記事務もかかりますので、そういったことを考えますと、果たして年度内に予算が執行できるかどうかはちょっと今不安定な状況でございます。これにつきましては、また先のことでありますので、状況が変わるのではないかと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからもう1つ、先ほど毛利議員の方から質問がありました、いわゆる大崎の、あるいは片島の観光開発の件でございます。失礼しました、炭谷議員からの話でございます。これにつきましては、実は私は就任当時からこういった人口減少に直面しておりますので、交流人口の拡大を図ることがやっぱり川棚町の活性化にとっては必要なことだということで、観光事業について推進をしてきておりました。そういった中で、特に大崎のくじゃく園につきましてはせっかく建築をされておりますピーコックがずっと未利用のままでございました。これを何とか活用して、交流人口の拡大につなげないか検討をさせてきておりました。

そういった中で、一昨年は地方創生の関係で総務省が事業として進めておりましたシェアリングエコノミー実証事業という事業がありまして、そこにこのピーコックの補修工事を提案して、タスクフォース会議の中で川棚町の提案をさせてもらいましたけど、いいところまでいきましたけど結果的に採用できませんで、2年引き続きそういった努力をしましたが、結果的にはまだ採用に至っておりません。

そういったことで、こういった施設の整備をするためにはやはり多額の財源が要りますので、この財源の確保が大変重要でございます。厳しい川棚町の財政状況でありますので、財源の確保を前提として、そして事業を進めることが今回できましたので、これにつきましても一定のこれからの流れが、観光事業の流れが少しずつ変わってくるのではないかと、このよ

うに期待をいたしております。3年間の事業計画の中で地域の伝統文化の活用も含めて、これから検討するというところでございますので、そういった中で木場浮立の活用もあるのではないかと、これから検討する段階でございますので、もしそういった具体的なことが決まりましたら、当然地域の皆さん方、あるいはそういった団体の皆さん方にもご協力を願うようなことで進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに。山口議員。

6 番 山 口 山口なんですけども、この観光地づくりでですね、ちょっと見ましたらですね、何か説明を聞いておけばインバウンド、インバウンドという言葉が出てきてですね、実際に昨年の実績でいきましたら、46万とか7万とか根拠は別にしてですね、それだけ延べが来ていて、外国人は1,000人来ていないわけですよ。これが爆発的に増えるかということ、そういう可能性はあんまり見込めないんじゃないかと。この計画の中に確かにインバウンドを入れることは大事なんですけども、インバウンド、インバウンドということですね、そこにこだわり過ぎることがあるのではないかと。やはり当然交流人口を増やすのはね、外国人客が爆発的に増えてくるということあんまりは見込めないと。そうすれば、やっぱり国内の方をどうして呼び込むかと。なんか、これを読みましたらいかにもですね、外国人がたくさん来ますよと、ぞろぞろ。そういう感じを受けるわけですよ。本当は交流人口というのは、もう少し地道に考えればですね、邦人客をどうして受け入れるかと。やっぱりそういったことを少し考えてほしいと思うんですけども、その点をちょっとお尋ねしたいと。今後どうしていくのか。

それからあと1件、この予算書のなかでですね、45、46ページのもので、プレミアム付商品券事業というのは、これは8ページの消費税対策のいわゆる一環だと思いますが、これの対象者と川棚町の人数が、対象の人数がどれくらいおられるのか、その点を2点だけお尋ねします。以上です。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 山口議員の後半のプレミアム商品券の現状につきまして、この対象者が住民福祉課関係の対象者となりますので、名簿の作成、それか

ら申請書の送付等を住民福祉課の方で行っておりますので、私の方から回答させていただきたいと思います。まず、プレミアム商品券の対象者なんですけれども、一番目として非課税者分、非課税者、2019年度分の住民税が課税されていない方、もう1パターンとしましては子育て世帯分、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主、これが対象者となっております。一番目の非課税者分につきましては、申請書を送付をしております。対象者が人数では3,285名、これは世帯に配布をしております、送付をしておりますので、約2,100通世帯に送付をしております。現在、税務課の前の会議室の方で受付の場所を設けて受け付けをしておりますけれども、今、303世帯、人数にして452名の方が申請に見えられております。それから、子育て世帯分につきましては、申請書を必要とせずに引換券のみを送付をすることとなっております。その方々の対象者が、これはもう約なんですけど350人、世帯としては約300世帯が対象になるものと思われま。この申請をされた方の決定通知、それから引換券、それから申請を必要としない子育て世帯分の方々に対する引換券の送付は9月24日に第1回目の発送を予定しております。以上です。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。山口議員の質問にお答えをいたします。山口議員が言われますように、今回大崎の自然を活用した3カ年事業の内容につきましては、ここの4ページの事業目的の中にも掲げておりますが、浦頭の護岸整備による令和2年4月から供用開始される浦頭についてのクルーズ船の受入増加に向けてということですね、今回駐車場のトイレ等を整備するような計画としております。やはり国内、国内っていいですか、町内も含めてなんですけども、皆さんが来られるような公園整備をですね、やはり同じようにしていかなければならないのかなっていうふうには感じているところではございます。ただ、今回の目的につきましては、こういった目的を掲げておりますので、ちょっと表面的にはそのように見えてくるのかなというふうに思っているところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第10号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は原案のとおり可決されました。

(12:10)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:10)

(…休憩…)

(13:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで午前中、毛利議員から質疑がありました分で補足の説明を受けたいと思います。産業振興課長。

産業振興課長 午前中に毛利議員の方から質問がありました件につきましてお答えしたいと思います。それで、事前にですね、資料の方を配布をさせ

ていただいております。長崎県観光統計という資料になります。この中に、ちょっと見にくいんですけども、ちょうど中ほどに川棚町という欄があります。この表につきましては、平成30年市町別観光消費額を表したものであります。それで、川棚町の欄に30年合計、右の方になりますけども、AプラスBというところがあります。そこに31億9,724万7,000円という数字がありますけども、ここの額が先ほど午前中にお配りしておりました実施設計書の中の観光消費額の額となります。この額につきましては、町の方で宿泊所及び観光等に聞き取り調査等を行って出した数字となっております。以上です。

議 長 次に日程第5、議案第11号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第11号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」とするものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,616万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,616万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。次に歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

7款繰越金、1項1目その他繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:20)

議 _____ **長** 次に、日程第6、議案第12号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第12号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」とするものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,192万4,000円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金の減額補正であります。次のページをお開きください。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、30年度の精算による事務費分を一般会計へ返還するものであります。次に歳入をご説明します。6ページ、7ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度の繰越額の確定による増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：24）

議 **長** 次に日程第7、議案第13号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第13号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,885万4,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、公用車のタイヤ交換による増額補正であります。次のページをお開きください。

4款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、新規職員の人件費に伴う増額補正であります。次のページをお開きください。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、所得更正に伴う平成30年度分の還付金であります。

2目償還金につきましては、30年度精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

6款2項1目繰出金につきましては、平成30年度の地域支援事業費負担分繰出金、それからその他事業費の精算に伴う一般会計への繰戻金でございます。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。次に歳入についてご説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、30年度介護給付費負担金精算に伴う追加交付であります。次のページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、30年度介護給付費負担金精算に伴う追加交付であります。次のページをお開きください。

8款1項1目地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業費精算に伴う追加繰入であります。次のページをお開きください。

9款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。なお、この繰越金には歳出6款諸支出金で説明をいたしました国、県等への償還金分も含まれております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** これから、質疑を行います。ありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:30)

議 _____ **長** 次に日程第8、議案第14号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第14号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計予算」とするものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ142万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,942万6,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますの

で、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 それでは、補正予算の内容につきまして説明いたします。歳入からご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金142万6,000円の増額につきましては、この後に説明をいたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。続きまして歳出を説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項2目改良費の説明欄の国民宿舎改良費142万6,000円の増額補正につきましては、15節の工事請負費になりますけれども、大崎しおさいの湯の施設内のリラックスルーム、畳敷きの部屋になりますけれども、空調機の故障によるものであり、故障の時期が夏場であったために、また、お盆等で温泉施設利用が増加することが見込まれたために、早急に対処する必要があり、現行予算を充当し執行したことから、今年度執行予定の工事費が不足したために増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:34)

議 長 次に日程第9、議案第15号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に準じ、改元日以降は当年度を通じて「令和元年度川棚町下水道事業会計予算」とするものであります。

今回の補正といたしましては、資本的収入及び支出で、収入及び支出予算の総額に、収入支出それぞれ2,700万円を追加し、収入予算の総額を2億8,303万5,000円に、また、支出予算の総額を4億4,734万9,000円にしようとするものであります。

また、企業債につきましては、起債の限度額を470万円追加し、5,420万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては水道課長より説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは説明いたします。今回の補正につきましては重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を含む社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金による割当が、今年の4月に国の当初予算にて内示があり、これに伴う増額補正、また、町内にお

ける新築住宅への取付管の申込みが予想していた以上にあり、現行予算では本年度中の対応ができなくなることから、工事請負費の増額補正を行うものであります。まず5ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書により説明いたします。資本的収入及び支出について、まず収入についてですが、1款1項1目建設改良企業債は、下水道事業債として借上分を計上しており、470万円増額するものであります。下水道事業においては社会資本整備総合交付金及び企業債を活用し、事業を進めているところであります。

1款2項1目国庫補助金は下水道事業に係る補助金であります。社会資本整備総合交付金事業の交付決定により1,100万円増額するものであります。

1款4項1目他会計出資金は、基準外繰入である建設改良費不足分を計上したものであり、1,130万円増額するものであります。

次に、支出につきましてです。1款1項1目下水道建設改良費の委託料につきましては、冒頭でも述べましたが、社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴い、管路施設のストックマネジメント及び管路の耐震診断を行うことで2,200万円増額するものであります。工事請負費につきましては、白石地区において汚水枝線の延長工事及び新築住宅への取付管の設置に対応するため500万円増額するものであります。次に議案書表紙をご覧ください。

第3条には、当初予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しております。

第4条には、当初予算の第5条に定めた起債の限度額の補正を記載しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：40）

議 **長** 次に日程第10、議案第16号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第16号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることにより、新たに会計年度任用職員制度が創設されることになりました。これは従来の臨時職員・非常勤職員に関する制度が大きく変わるものであり、今まで制度として不明確な点があり、各地方公共団体において任用や勤務条件等に関する取扱がまちまちであったということが指摘されておりましたが、今回の法改正によって統一的な取扱を定めることにより、制度としての基盤を構築し、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度

の適切な運用を確保しようとするものであります。

本町においてもこの法改正に適切に対応するため、新たに川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することにより、法改正に則した会計年度任用職員の制度構築を図るものであります。

条例制定の理由等につきまして説明をさせていただきましたが、この詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それでは、条例の内容についてご説明をいたします。なお、資料につきましては本日配布をしております「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の骨子」という参考資料を本日配布しております。これに沿って説明してまいりますので、この資料とお配りしております条例、議案第16号と一緒に並べてご覧いただければと思います。

まず、制定の趣旨であります。条例では第1条であります。先ほど町長から提案説明がありましたように、この度、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行がされることに伴い、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されることになっております。申し訳ございません、この資料の「令和元年4月1日」を「令和2年」と改めていただきますようお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

そうしたことから、この会計年度任用職員の給与等について、地方公務員第24条第5項の規定により条例を制定するとしているものであります。2番目の条例の内容であります。条例においては第2条に規定をしております。会計年度任用職員の給与の種類であります。

資料で①でお示しをしておりますように、フルタイム会計年度任用職員、これは地方公務員法第22条の2、第1項第2号に規定されておるものであります。このフルタイム会計年度職員につきましては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とするものであります。

そして②にお示しをしておりますパートタイム会計年度任用職員、これは先ほどの条例の第1号による任用でありますけれども、このパートタイム職員につきましては、すべて報酬ということで支給をいたします。ただし、

中身としましては時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当に係るものを報酬として支給するという事になってまいります。また、期末手当も支給ということになります。この①と②が条例第2条の第1項で規定をしております。資料では書いておりませんが、第2項につきましては支払方法についてお示しをしているものであります。

資料(2)フルタイム会計年度任用職員の給料についてであります。条例では第3条に規定しております。資料①に書いておりますが、職員の給与に関する条例、以下「給与条例」といいますが、これに定める一般職給料表の1級及び2級を適用するとしているものであります。

資料②の職務の級であります。これは条例では第4条になります。第4条において職務の級につきましては別表第1に定める等級別基準職務表によると、そういうことを規定をしております。

次に資料③給料の号給であります。これは条例の第5条に規定をしております。第5条におきまして、これは規則で定める基準に従い、任命権者が決定するという規定をしております。

次に、給料の支給であります。これは条例の第6条であります。これにつきましては給与条例、先ほど申し上げました一般職の給与に関する条例、給与条例であります。この第5条及び6条を適用するということで規定をしております。

資料の(3)に移ります。フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当であります。これは条例においてそれぞれ第7条、第8条、第9条、第10条において規定をしております。

そして各種手当につきましては、給与条例を準用しまして常勤職員と同様とするとしております。以下、資料につきましてはこの常勤職員としておりますのは、正式な用語で申し上げますと任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員を指しますので、以下、同様にご認識いただければと思います。

資料の(4)であります。フルタイム会計年度任用職員の期末手当であります。これは条例の2ページ目、第11条に規定をしております。資料①、これが第1項に対応します。期末手当の算定につきましては、給与条例を準用して支給率や支給日数等については常勤職員と同様とするということ

を定めております。

資料②支給対象であります。これは条例の第2項に対応してまいります。任期の定めが6月以上となったものにつきましては、6月以上のフルタイム会計年度任用職員が対象となってまいります。資料の2ページ目をお開きください。

(5) フルタイム会計年度任用職員の給与関係であります。この(5)では算定上の細則といったものを示しております。まず資料①端数処理であります。これは条例の第12条に定めております。これは50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げ、こういったことを規定しております。

資料②これは1時間当たりの給与額であります。これは第13条の規定であります。これは常勤職員の例によるということで、1時間当たりの給与額につきましては給料月額を1週間当たりの勤務時間、これを掛ける52、これは52週という意味であります。これから引くことの1日勤務時間掛ける18、これは祝日等の総数であります。こういった式により求めるとしております。

資料③給与の減額であります。これは条例第14条にあたります。これは有給休暇などの場合を除き、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額すると定めているものであります。

続きまして資料⑥であります。(6)です。パートタイム会計年度任用職員の報酬を以下、定めております。まずこの報酬表でありますけれども、これは条例第15条におきまして、報酬基準月額が別表第2に定めるということで規定しております。これは条例としましてはあの方で表が別表第2というものが出ておりますが、資料において、この見方として第1級については一般職給料表1級に相当するもの。そして会計2級というものが一般職給料表2級に相当するもの。そして国の給料表としましては、会計1級が行政職(1)1級相当。いわゆる行政職(一)という、行(一)と言われるものに相当します。会計2級につきましては国の給料表におきましては行政職2級相当ということに対応しているものであります。そして第2項についてはALT、外国語指導助手を規定しております。これにつきましては語学指導を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムというもので定め

てありますが、この基準に沿ったものとしております。

続きまして資料②報酬の額であります。これにつきましては条例第15条第2項から第4項に定めております。まず、報酬表の額を基準月額としてそれぞれの勤務時間により算出すると、そういう規定の仕方をしております。

そして③職務の級であります。これは第16条において規定をしております。これは別表第3において定めているものであります。

そして④報酬の号給であります。これは第17条において規定をしております。規則で定める基準に従い、任命権者が決定するとしております。そしてこの第17条の2項におきましては、資料に記載しておりますように、「ただし、外国語指導助手については、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の基準に従い、任命権者が決定する」と、そういう規定をしております。

続きまして資料⑤報酬の支給であります。これは条例第18条です。これは月の1日から末日まで計算期間とし、町長が規則で定める日に支給するということを規定をしております。

続きましてちょっと前後いたしますが、端数処理に関しましては第22条において規定をしております。先ほどフルタイムと同じく50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げということです。

そして⑦1時間当たりの報酬額につきましては第24条で規定をしております。月額による報酬の場合はフルタイム会計年度任用職員と同じであります。

そして⑧報酬の減額につきましては第25条において定めております。

続きまして資料の(7)パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務、特殊勤務に係る報酬であります。これはちょっと前後いたしましたが、時間外勤務手当が第19条、そして休日勤務手当が第20条、特殊勤務手当が第21条ということで規定をしております。そしてこれらにつきましては支給要件や支給率については、常勤職員と同様というふうに規定しているものであります。それでは資料3ページをお開きください。

(8)パートタイム会計年度任用職員の期末手当であります。これにつきましては条例の第23条に規定をしております。①期末手当の算定につき

ましては給与条例を準用し、支給率、支給日数については常勤職員と同様とすると、その旨を規定しております。

②支給対象であります。これにつきましては任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とするということをしてしております。そして第23条の最初のカッコ書きの方でお示ししておりますが、別表第2第2項を適応する者及び1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除くとしておりますが、この期末手当の対象外となるものを最初のカッコ書きでお示しをしておりまして、これは資料にあるとおりのことを規定をしてしております。

次は(9)会計年度任用職員の給与からの控除であります。これは条例第26条で規定をしてしております。26条におきまして、給与条例第5条の3の規定を準用ということで、給与から差し引かれることはできることの規定を準用するものであります。

そして次に資料(10)パートタイム会計年度任用職員の費用弁償であります。これは条例第27条であります。通勤に係る費用弁償であります。月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員の例により支給ということで、第2項において定めております。そして時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員につきましては、通勤距離に応じた額で日額で支給するというもので、第3項の各号で規定をしているものであります。

そして資料②公務のための旅行に係る費用弁償ということで、第28条で規定をしてしております。これは旅費条例の例により費用弁償を支給するとしております。

それでは次に、附則について説明をいたします。まず、条例の方の附則第1条をご覧ください。附則第1条に施行期日につきまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

そして資料4ページの2、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、附則第2条について説明いたしますが、条例のあとに付けております新旧対照表をご覧ください。まず、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、これは附則第2条で改正するものであります。今回、会計年度任用職員制度が創設されるため、関係条例の整備を行うものであります。まず第1条においては

地方公務員法、これを略称として追加を、カッコ書きで略称を定めるものがあります。そして第3条においては、会計年度任用職員の減給について定めております。これは法第22条の2、第1項第1号というのがパートタイム会計年度任用職員を指すものであります。この場合、報酬の額ということで、パートタイム会計年度任用職員は支払の名称は報酬となることからこういうことで規定をしているものであります。

続きまして、新旧対照表の職員の旅費に関する条例、新旧対照表をご覧ください。これは附則第3条で改正を行うものであります。これも会計年度任用職員の制度創設にあたり整備を行うものであります。まず第1条であります。会計年度任用職員を支給の対象とするため文言の整理をしております。そしてここで書いておりますように、現行では、改正前では地方自治法の定めによるとしておりますが、改正後においては地方公務員法の第24条第5項ということで、ここを変えております。

続きまして、次に新旧対照表、職員の育児休業等に関する条例新旧対照表をご覧ください。これは附則第4条で改正を行うものであります。改正の趣旨については省略いたします。内容でありますけれども、第7条第2項関係に説明します。これは勤勉手当の支給に関する事項でありますけれども、今回、会計年度任用職員につきましては、勤勉手当の支給はない、あくまで期末手当のみとなっております。したがって、ここでそれらを除くという規定を追加するものであります。

そして続く第8条であります。ここは育児休業者の復職時の調整ということに対する規定でありますけれども、これにつきましても、今回の会計年度任用職員につきましてはこれの適用外となりますので、カッコ書きでその旨を規定しているものであります。

続きまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をご覧ください。主旨については省略をさせていただきます。この21条の関係でありますけれども、本条に規定する臨時的任用職員の適用除外部分を削り、臨時的任用職員については本条例の適用対象とするというものであります。まずここで言う臨時的任用職員でありますけれども、これは全員協議会の折に説明いたしましたが、今回指す臨時的任用職員とは正規の職員に欠員が生じた場合に措置する限定的な任用を行う臨時的任用職員であります。今回、法

改正によりまして、これはすべて常勤職員と同様に扱うということになっておりますので、別に定めるといふことの適用除外を削るものであります。そういったことから、これは条例の中身を、規定を全部変えまして21条の改正後におきましては地方公務員法22条の2第1項、これはフルタイム及びパートタイム、いずれの会計年度任用職員も指しますが、会計年度任用職員につきましては別に定めるといふことで規定をしているものであります。

次に資料は5ページになります。川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表をご覧ください。改正の趣旨は省略します。改正の内容であります、第1条におきましては地方公務員法、これはあとにも出てまいりますので、「以下「法」という」略称の追加をカッコ書きで行っております。そして、第3条におきましては、資料に書いておりますように、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とするよう規定し、公表を行う事項について58条の2と同様とするというものであります。ただしカッコ書きでですね、ここでは地方公務員法第58条の2と同じ項目とするものであります。

すみません、資料の訂正をお願いいたします。資料の2ページ目をお願いいたします。上の(5)フルタイム会計年度任用職員制度の給与関係、この中の②であります。給料月額、これを分子として分母の方の「1週間の勤務時間×52－(1日の勤務時間×18)」としておりますが、この分母の部分です、すべてカッコでさらに括っていただくといふことで、「1週間」の前に「(」、そして「18)」の次に「)」をさらに付けていただくようお願いをいたします。

以上が「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についての説明であります。なお、補足として説明しておりますが、このあとにご提案します職員の給与に関する条例、そして職員の分限及び効果に関する条例も会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う改正も生じておりますが、それ以外にも成年後見人関係による改正も生じておりますので、それら2つに関しましては別の、それぞれの条例の一部改正という措置で対応しております。

以上、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 今、最後に説明にあった部分がちょっとわからないなと思っていたんですけども、資料の2ページ目の、今言われた2ページ目の(5)の②ですけれども、1時間当たりの給与額と書いてある、今言われた計算式のことですけれども、分母が「1週間の勤務時間×5 2週間－(1日の勤務時間×18日)」っていうのは祝日の数だとは思いますが、この分母の方は1年間の時間っていうことになっているんじゃないかと思うので、分子の方が給料月額っていうのがわからないなと思っているんですけど、1時間当たりの給与額っていうので、分子が給料月額でよいのでしょうかと思ひまして、質問します。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。田口議員のご指摘のとおりでありまして、これは誤りがあります。大変申し訳ありませんが訂正をお願いしたいと思ひます。先ほどご指摘のですね、分子の分、給料月額ということでしておりますが、これを1年分に直さないでこの計算式が成り立っていませんので、給料月額に掛ける12ということで挿入をいただくようお願いいたします。そうして、これを先ほど申し上げました分母、年間の総時間数で割りますと適正な1時間当たりの給与の額がでると、そういう算出でありますので、大変申し訳ありません、「給料月額×12」ということで挿入をお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** ありませんね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:11)

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:11)

(…休憩…)

(14:25)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 次に日程第11、議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この度、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、この法律の中で地方公務員法の一部が改正されております。内容といたしましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等が不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するという改正がなされたものであります。このことに伴い、職員の給与に関する条例における地方公務員法の引用条項並びに用語の削除を行う必要が生じたので、その改正を行うものであります。そして、先にご提案いたしました会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、改正を要する条項がありましたので、併せて改正を行うものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明します。お配りしております新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

まず、第11条の2、第5項の改正であります。改正前におきまして下線を引いております、「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」とあります。この法第16条といたしますが、地方公務員法第16条でありまして、第1号と申しますのが成年被後見人または被保佐人というものを指す規定をしております。

すみません、大変申し訳ありません。もう1つお配りしております「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の概要」、これを資料としてお配りしております。これで、まず成年被後見人の法律の改正について説明をしたいと思います。

この法律につきましては、下の次の枠囲みで書いておりますように、成年被後見人制度の利用促進に関する法律、これに基づく措置としまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置の適性を図るための措置を講ずるというものであります。

内容としましては、改正内容として書いてありますように、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定を設けている各制度について、これを適正化するというものであります。そして地方公務員法第16条では、欠格条項の規定がありまして、「次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることはできない。」という規定が設けてありまして、その第1号において成年被後見人または被保佐人、これに該当する人はそもそも競争試験と選考を受けることはできないという欠格条項が地方公務員法の中にごさい

ました。これが先ほどの法律によりまして、こうした一律に欠格ということで排除することは適当でないということで是正がなされたものであります。それでは新旧対照表に戻ります。

申し上げましたように法第16条、これが地方公務員法でございます。第1号が成年被後見人及び被保佐人に該当するもの。この条項自体がもうなくなって削除となっております。したがって、それに伴う法第28条第4項、これはそれに基づいて失職するという規定がありますが、これらがすべて削除するというものになっております。そしてその下の「当該各項の例による」、これが変わった関係で「それぞれ第2項又は第3項の例」ということで改めております。

そして第16条においても同様の改正であります。法第16条第1号の条項自体なくなりましたので、この下線部をすべて削除としております。

そして第16条第4項「若しくは失職し」とありますが、これもそうした失職がもうないことになっておりますので不要となるものであります。裏をご覧ください。

そして次の第16条の2、この第2号につきましても同様の措置であります。そして第16条の4第1項、これも下線を引いている部分がすべて削除。これも同様の措置であります。

そして続きます第2項の第1号「若しくは失職し」ここもすべて必要がなくなるというものであります。そしてページが途切れておりますが、その次が会計年度任用職員の給与ということで改正をするものであります。

現行の改正前の第16条の6におきましては、こうしたように臨時的任用職員及び非常勤職員、これらを別に定めるとしてありますが、このものにつきましてはすべて改正後のように法第2条の2、これは地方公務員法を指します。地方公務員法第22条の2第1項に規定する。これは会計年度任用職員の規定であります。これらは別に条例で定めるということで改めるものであります。それでは改正条例の本文に、附則をご覧ください。

附則であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の6、これは会計年度任用職員を改めたものであります。これはその施行に合わせまして令和2年4月1日から施行するということで、ただし書きで規定をしております。

以上、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 この改正の最後のですね、第16条の6、会計年度任用職員の給料及び費用弁償は別に条例で定めるという部分に改正をした部分なんですけれども、これは本来、先ほど審議をしました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例という議案第16号、これの附則に入れるべきものじゃないかと思います。先ほどの条例の附則で説明がありましたように、旅費条例とか育児休業条例とか、勤務時間、休暇に関する条例、人事行政運営状況の公表に関する条例というように、4つの改正を附則で行っているわけですよね。もう1つ、給与条例ですね。今提案されているこの最後の部分もさっきの条例の最後の附則に入れるべきものではないのかなど。もう可決しちゃっているし、この17号にも反対するつもりはないのですが、筋として、この会計年度任用職員のこの条例の関連条例を改正するのが全体系の全部だと思えば、先ほどの条例の附則に入れるべきものではなかったのかなどというふうに思いますけど、どうですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。改正の手法として、先ほど田口議員からご質問がありました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これの附則に入れるべきではないかというご指摘ではありますが、方法論としてそういう手法もあります。ただ、今回整理をしたのがですね、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これに伴うものだけはそこで、附則で対応して、このように他の法令により改正も交じっているもの、これはそれぞれの条例の一部改正ということでした方がわかりやすいということで、整理をしたものであります。どちらも方法論として間違いではありませんが、今回ご提案の際は整理としてそういうふうに分けたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:37)

議 **長** 次に日程第12、議案第18号「川棚町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第18号「川棚町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

議案第16号でご提案いたしました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、川棚町職員の分限及び効果に関する条例において、会計年度任用職員に関して追加すべき条項が生じております。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、この法律の中で地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するという改正がなされたことから、引用している条項の号の繰り上げを行う必要があ

りましたので、併せて改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは説明をいたします。こちらも新旧対照表により説明したいと思います。川棚町職員の分限及び効果に関する条例新旧対照表をご覧ください。

まず第3条の第4項であります。休職の効果に関する規定、この4項を追加しております。休職の効果についての定めであります。書いておりますように法第22条の2第1項、これは会計年度任用職員を指すものでありますけれども、第1項の規定では3年を超えない範囲で休職の効果は適用するという旨を規定をしておるんであります。会計年度任用職員にしましてはその任期は一会計年度内に限るということでございます。そうした場合、3年を超えない範囲という規定と齟齬が生じますので、この中において規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内ということ、これは任命権者は一会計年度内で定めてまいりますので、そうした任期の範囲と整合性を合わせるということで、この第4項を設けるものであります。

そして第4条の2、失職の例外であります。これは先ほど成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これで概要を説明しましたが、この法とは法第16条、地方公務員法を指しまして、この第1号がなくなっております。

そして改正前の第2号、これにつきましては「禁錮以上の刑に処せられた者」という規定であります。こういったものも競争試験の選考を受けることはできないという欠格条項であります。第1号が削除されたことにより、この「禁錮以上の刑に処せられた者」というものが1号繰り上がってまいります。その関係で改正後に記載をしているとおり法第16条第1号ということで改めるものであります。

それでは、改正条例の本文をご覧ください。附則でございます。この条例は令和元年12月14日から施行するとしております。これは先ほどの成年被後見人の関係法令のこの施行日、これは12月14日という施行になっておりますので、それに合わせております。そして第3条の規定、会計年度任

用職員に関するものにつきましては、会計年度任用職員制度の創設の施行日である令和2年4月1日に合わせて、令和2年4月1日からという施行期日に合わせているものであります。

なお、先ほど説明を漏らしていたんですが、欠格条項の施行はですね、資料にもありますように原則として交付の日からするというので、この整備に関する法律がなっておりますので、それに合わせたということで、今回分限及び効果に関する条例につきましては、整備に関する法律の施行日に合わせたというものであります。

以上、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「川棚町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「川棚町職

員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 4 : 4 4)

議 長 次に日程第 1 3、議案第 1 9 号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 1 9 号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この度、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年 6 月 1 4 日に公布され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等が不当に差別されないよう、国の法令において成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、本町の消防団員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除することにより、国の法令に準じた適正な措置を講ずるものであります。また、この条例の用語において改めるべき箇所がありましたので、併せて適正な用語に改正をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それでは改正条例の中身について説明いたします。これも条例の新旧対照表にて説明をいたしますので、対照表をご覧ください。

まず、欠格条項であります。本条例の中の第 4 条の改正前に下線を引いておりますが、第 1 号に「成年被後見人又は被保佐人」、これらは団員となることはできないと、そういう旨の規定がありまして、今回整備に関する法律に合わせましてこの第 1 号を削除するものであります。そのことにより、改正前の 2 号から 4 号までが 1 号ずつ繰り上がるというものであります。なお、改正前の第 3 号、改正前の 3 号において「第 6 条の規定により免職の処分を受け」とあります。この免職という言葉、用語につきまして、改正後の 2 号で書いておりますように、懲戒免職という用語が適当で

あるということで改正を行なっております。

次に第5条であります。第5条第1項におきまして、「その他団員を当該処分するときは」とあります。この「その他団員を」という用語がむしろ紛らわしいという表現になっておりまして、この「その他団員」がないことの方がすんなり条文として読みやすいということで、これは他市町村のこの消防団の服務等に関する条例、これも参照しまして、この「その他団員」という用語を削除を行うものであります。

次に第5条第2項の第1号であります。改正前においては「前条第3号を除く」ということでしておりましたが、第4条の1号が削除となり、以下の項が繰り上がった関係で改正前の「第3号」を改正後は「第2号」ということで繰り上げて改めるものであります。

そして第6条であります。これも先ほど説明しました「団長がその他団員を当該処分するときは」という用語の中で、その他団員をという言葉が不要でありますので、第5条第1項と同様に削除するものであります。

それでは、改正条例の本文をご覧ください。改正条例をご覧ください。この中の附則であります。これは先ほど申し上げました欠格条項でありますので、基本的に公布の日からということで、この条例は改正の日から施行するというに。ほかの用語につきましても、本来改めるべきものを今回改めるということで交付の日から施行するというので一律にしております。

以上、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:51)

議 長 次に日程第14、議案第20号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第20号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日より施行されますが、今回の改正により新設される指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことなどにより、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは、改正内容を説明いたします。今回の一部改正につきましては、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されることによるもの、また、水道法施行令において第4条が新

規追加されたため、それ以降の条ずれの整理を行ったことによる給水条例の一部を改正するものであります。まず、本日お配りしておりますA4の横書きですね、参考資料の水道法の一部を改正する法律の概要をご覧ください。

人口減少に伴う水事業の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、水道法の一部が改正されました。改正の概要として5項目掲げられておりますが、5において指定給水装置工事事業者制度の改善として、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入することとなりました。そこで給水条例中の手数料の規定に、指定の更新に係る手数料を新たに加えるものであります。議案書を見ていただきまして、1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

第33条第1項に次のページのとおり第6号として「給水装置工事事業者指定（更新手数料）1件につき5,000円」を加えるものであります。次に水道法施行令において第4条が新規追加とされたため、それ以降の条ずれの整理を行っております。1枚戻っていただき、第9条第4項中の「水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条」を「5条」のところを「第6条」に、同条第5項中の「政令第4条」を「政令第6条」に、また、1枚めくっていただき、第39条第1項中の「政令第5条」を「政令第6条」に改めております。議案書表紙に戻っていただきます。

附則についてですが、施行期日を令和元年10月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:57)

議 長 次に日程第15、議案第21号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第21号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例改正案は、先に開催されました第198回国会において、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、8月1日から施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要が生じたのでご提案申し上げる次第であります。

改正の詳細につきましては住民福祉課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは本条例改正案についてご説明いたします。先

ほど町長が提案理由で説明しましたように、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。この法律改正の主な概要としましては、被災し、貸付を受けたものの立場に考慮し、災害援助資金に係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等を定めたものであります。条例の改正概要についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

条例の第5条、第7条の改正につきましては、法律等の条文に合わせ、今回文言を改めるものであります。第15条につきましては、この法律改正において新設された条項による条ずれ等に対応させるため、第15条第3項をここに記載のとおり改めるものであります。法の第13条は支払猶予、第14条は償還免除について、それから第16条は報告等、それから施行令第8条は一時償還、それから施行令第9条は違約金、それから第12条は償還期間について法令等で定められているものであります。改正本文をお開きください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 02)

議 **長** 次に日程第16、議案第22号「財産の取得（小型動力ポンプ付積載車購入の件）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第22号「財産の取得（小型動力ポンプ付積載車購入の件）」について、提案の理由を申し上げます。

今回取得しようとする小型動力ポンプ付積載車、川棚町消防団第3分団中山支隊に配備をするものであります。現在の中山支隊の小型動力ポンプ付積載車は、平成11年12月に配備したもので、取得から20年を経過しようとするものであり、分団員の定期点検などにより、長年にわたって使用していただきましたが、老朽化によりポンプなどの故障が発生しており、更新が必要であると判断したところであります。そこで今回新たな小型動力ポンプ付積載車の取得について議会の議決を求めるものでございます。

なお、平成29年3月の道路交通法の改正により、改正道路交通法の施行後において、新たに取得した自動車普通運転免許では車両総重量3.5トン未満の車両しか運転できないことから、今まで導入してきた仕様の小型動力ポンプ付積載車では将来的に運転することができない団員が生じてまいりますので、3.5トン未満の車両とすることが適当であると判断し、そのようになしようとしているところであります。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入であります。契約の方法

は、随意契約でございます。契約金額は798万5,760円で、契約の相手方は佐世保市卸元町30番15号の株式会社ヤナセ防災、代表取締役梁瀬正輝で、8月28日に仮契約を締結をいたしております。

詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、詳細について説明いたします。議案書の2枚目をお開きください。

小型動力ポンプ付積載車の仕様であります。納入先は川棚町消防団第3分団中山支隊であります。

2納入期限、令和2年2月28日としております。これは正式発注してから車両を調達し、艀装やさまざまな装備品を装着するための工期として、通常5カ月程度を要するということから設定した期限であります。

3車両総重量、3.5トン未満。町長が提案の際に申し上げましたように、道路交通法改正により29年3月12日以降取得した普通運転免許で運転できる車両は、それまでの5トン未満から3.5トン未満になっております。そのようなことから、今回購入する車両の仕様についても3.5トン未満としているものでございます。

続きまして4仕様シャシであります。これからは主な項目についてのみご説明いたします。(1)エンジン等は2,000ccクラス、ガソリン車でございます。(2)駆動方式は2WD、いわゆる二輪駆動であります。(4)乗車人員6名であります。(7)タイヤはスタッドレスタイヤとしております。(9)その他としてルームミラー型バックアイモニター取り付けとしております。

5番、小型動力ポンプについて説明いたします。(1)規格をB-2級としております。これはポンプの性能を示しておる型番でありまして、B-2級のポンプ性能とは1分間に1トン以上の放水をできるポンプというものの規格であります。これは現在の小型動力ポンプと同性能であります。

6艀装及び7取付品及び付属品につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略とさせていただきます。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよ

ろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 よろしいですか。この小型ポンプについて一言お尋ねをした
いんですけども、これは車外に出せる可搬タイプになっているか、小型ポ
ンプでも常に車に積載のみっていうふうなタイプでしょうか。両タイプと
は思うんですけども、ちょっとそこら辺の表示がありませんのでお聞きし
たいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 炭谷議員のご質問にお答えいたします。この小型動力ポンプ
でございますが、これは可搬タイプのものであります。通常はこの積載車に
搭載をしております、取り外しの、装置を操作することによって取り外し
て持ち運びができるというものであります。これにつきましては、例えば水
利的にですね、河川の下まで置かなければならないとか、そういうことにも
対応できるというものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号「財産の取得（小型動力ポンプ付積載車購入の
件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「財産の取得（小型動力ポンプ付積載車購入の件）」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 10)

議 長 次に日程第17、陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」を議題といたします。

お諮りします。陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。堀田議員。

10番堀田 はい。10番、堀田です。消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書に反対をいたします。今後、少子高齢化により現役世代が急なスパートで減っていく一方で、高齢者は増えていき、社会保険料など現役世代の負担が年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなります。飲食品などは軽減税率が行われ、8%の据置や低所得者の0歳から2歳の保育無償化及び全世帯の3歳から5歳の幼児教育・保育の無償化が実施されます。特定のものに負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源に必要と思います。よって、

消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書提出には反対をいたします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 私の意見を申し上げたいと思います。常々消費税が上がってきたわけですが、私の個人の考えでは10%というのは今の経済状況の中では良いとは思いません。もしこの意見が通る、通らないは別としてでも、私の個人の意見としては今引き上げるべきじゃないというふうな意見を持っております。以上です。

議 長 次に、反対討論はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 昨年ぐらいに同様の請願か陳情があつてですね、本議会としては否決をしたという経過がありますし、その後、事情は変更がないと思いますので、この陳情については否決をすべきだと思つて反対討論にします。

議 長 次に、賛成討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」を採決いたします。この採決は起立によつて行います。

陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立少数です。したがつて、陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情」は、不採択とすることに決定をいたしました。

(15 : 15)

議 長 次に日程第18「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり議員派遣をしたいと思います。異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

(15:15)

議 長 なお、ただいま議決いたしました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(15:16)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立をお願いをいたします。どうもお疲れ様でした。

(15:16)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 山口隆